

議第 132 号 令和元年度福山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党の討論を行います

当年度は 2018 年度からの第 7 期福山市介護保険事業計画の 2 年目の会計であります。

65 歳以上の介護保険料は、1 人当たり 6 万 6925 円となりました。当年度の介護保険料の滞納者数は 1573 人であり、そのうち 54%にあたる 843 人が生活困難を理由としています。保険料の差し押さえ件数は 96 件で、総額 539 万 5 千円にも及びます。保険料負担が高齢者の生活を厳しく圧迫しています。

保険料の減免実績は 205 人しかおらず、保険料滞納者数のわずか 13%にすぎません。減免制度の拡充と制度周知をすすめ、申請がなくても収入に応じた減免措置をとることも検討すべきです。

また、生活保護世帯へ介護保険料の滞納金を分割納付させていますが、憲法 25 条の定める「最低限度の生活」を脅かすものであり中止すべきです。

当年度は、介護給付費準備基金を 9384 万 5 千円積み立て、当年度末残高は 21 億 1581 万 6 千円に上ります。基金への積み立てではなく、保険料や利用料の引き下げに充てるべきであります。

国は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、要介護 5 までに拡大し、保険給付から外す制度改悪を狙っています。

福山市の当事業のうち、緩和型サービスの実施事業所数や利用者数は、福山市高齢者保健福祉計画の目標を大きく下回っています。これは、本市の計画が高齢者や地域のニーズや実態に合致していないことを物語っています。

保険給付のもと専門職による介護サービスの構築を基本とした計画に改めるべきです。

以上述べた理由により、本決算認定に反対を表明して討論と致します。